

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

| |
|--|
| 法 令 名：警備業法 |
| 根 拠 条 項：第11条第3項 |
| 処 分 の 概 要：認定証の書換え |
| 原 権 者：大分県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め： 警備業法施行規則第20条（認定証の書換え）及び同条第2項において準用する第7条第2項（認定証の書換えの申請） |
| 審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。 |
| 標 準 処 理 期 間：20日（うち経由期間10日）（行政庁の休日を除く。） |
| 申 請 先：主たる営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担課 |
| 問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係（電話097-536-2131） 主たる営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担課 |
| 備 考： |